



2. 税

1 村税の証明書

2. 税

- ・証明書を取得するときは、本人であれば役場 1 階税務課にある申請書にご記入のうえ、お申し出ください。
- ・郵送で請求することもできます。遠方への転出で役場に来られない、仕事の都合で開庁時間内に来られないなどの場合にご利用ください。
- ・同居等の親族や代理人の申請は、委任する本人が自署・押印した代理人選任届が必要です。
- ・軽自動車税の納税証明（継続検査用）のうち、4月1日以後に取得した自動車で、その年度の証明書を取得するときは車検証が必要です。

種 類	手数料	証明する内容	申請できる人
所得証明	1 通 200 円	所得額や村県民税の額、 控除額など	・ 本人 ・ 代理人 ※代理人選任届が必要
// (児童手当用)	無 料		
// (児童扶養手当用)			
非課税証明			
所得課税証明	1 通 200 円		
固定資産証明	1 通 200 円	所有している土地・家屋の 証明	・ 本人(納税管理人) ・ 代理人 ※代理人選任届が必要
固定資産 評価 証明		土地・家屋の評価額	
固定資産 課税 証明		土地・家屋の課税標準額、 税額	
固定資産 公課 証明			
固定資産評価額通知書	無 料	土地・家屋の評価額	
住宅用家屋証明	1 通 1,300 円	租税特別措置法の規定に 該当する家屋の証明	
公図台帳閲覧 (写しの交付)	1 件 200 円	所在地や地番の確認	どなたでも可 ※所在地番の指定が必要
村県民税、固定資産税、 国民健康保険税の 納税証明	1 通 200 円	年税額、納付税額、未納額	・ 本人(同一世帯家族) ・ 代理人 ※代理人選任届が必要
軽自動車税の納税証明 (継続検査用)	無 料	軽自動車税の完納状況	本人、代理人
営業証明書	1 件 200 円	事業所の名称、所在地、 営業種目	事業主、代理人

(問) ▶ 税務課固定資産係 TEL : 0172-58-2111 (内線 121)

2 村税の種類

▼ 村民税

(ア) 個人村民税	(イ) 法人村民税
その年の1月1日現在で村内に住所があり、前年中に一定以上の所得があった人に毎年課税します。	村内に事業所や事務所などがある法人に毎年課税します。

▼ 軽自動車税

4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を所有している人に毎年課税します。

原動機付自転車・小型特殊自動車	
○登録・名義変更	○廃 車
所有者となった日から15日以内に申告書を提出してください。新規の場合は、標識を交付します。	廃車の際に申告書を提出し、標識を返納してください。

▼ 国民健康保険税

国民健康保険(21ページ参照)の加入者に課税します。
納税義務者は加入・未加入にかかわらず世帯主になります。
40～64歳の加入者がいる世帯は、介護保険料も合わせて納めることになります。

▼ 入湯税

鉱泉浴場の施設利用に対して課税するもので、その施設で設定している入浴料に含まれています。
なお、一般公衆浴場や共同浴場での入湯には課税されません。

▼ たばこ税

卸売り販売業者が村内の小売り販売者に売り渡すたばこに対して課税します。

▼ 【夜間・休日】納税相談

役場1階税務課では通常の開庁時間のほか、平日の夜間と休日(毎月それぞれ1日ずつ)に、税の納付や相談を受付けています。日時は「広報いなかだて」か、防災無線でお知らせしています。
税の納期限は9ページをご覧ください。



(問) ▶ 税務課税務収納係・固定資産係
TEL : 0172-58-2111 (内線 121～124)

▼ 固定資産税

1月1日現在で、土地（田畑・宅地・山林・原野等）、家屋（住宅・店舗・工場・倉庫等）、償却資産（土地や家屋以外の事業用に供される機械器具等）を所有している個人・法人に毎年課税します。

固定資産税に関する届出

(ア) 住宅に対する減額	(イ) 認定長期優良住宅に対する減額
2020年3月31日までに新築された住宅が一定の要件を満たす場合は、一定の期間（一般の住宅は3年度分）、その住宅にかかる固定資産税を1/2に減額します。	2009年6月4日～2020年3月31日に、一定の要件を満たす長期優良住宅を新築した場合は、一定の期間（一般の住宅は5年度分）、その住宅にかかる固定資産税を1/2に減額します。
(ウ) 住宅の耐震改修による減額	(エ) 住宅のバリアフリー改修による減額
1982年1月1日以前から所在する住宅のうち、2006年1月1日～2020年3月31日に行われた、国が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修で50万円以上のものは、その住宅にかかる固定資産税を1/2に減額します。	2007年1月1日以前から所在する住宅のうち、2007年4月1日～2020年3月31日に行われた、一定のバリアフリー改修で補助金を除く50万円以上のものは、その住宅にかかる翌年度分の固定資産税の1/3を減額します。
(オ) 住宅の省エネ改修による減額	(カ) 家屋滅失届
2008年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）のうち、2008年4月1日～2020年3月31日に行われた、国の定める現行の省エネ基準に適合する省エネ改修で50万円以上のものは、その住宅にかかる翌年度分の固定資産税の1/3を減額します。	家屋を取り壊したときは滅失の登記をすることになっていますが、登記が遅れる場合や未登記の家屋を取り壊したときは、床面積の多少にかかわらず提出してください。
(キ) 未登記家屋所有者変更届	
法務局へ登記していないもので、固定資産課税台帳には登録されている家屋を名義変更する際に提出してください。	

(問) ▶ 税務課固定資産係 TEL : 0172-58-2111 (内線 121)

3 納 付

▼ 村税・保険料の納期

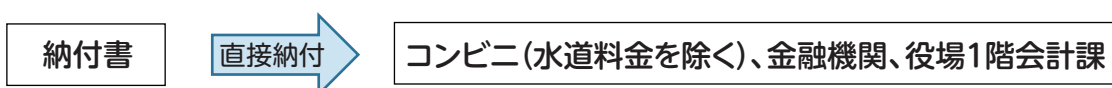
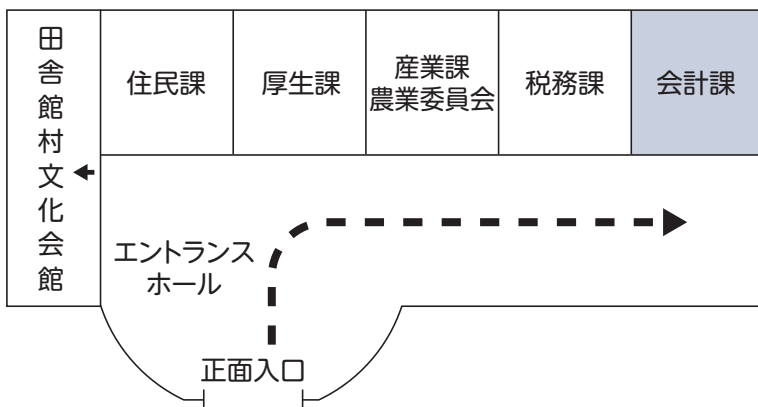
納期限は、記載月の末日です。末日が土・日曜日や祝日のときは、翌開庁日が納期限となります。

税の種類	納 期						
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期
村県民税	6月	8月	10月	12月	_____		
固定資産税	5月	6月	9月	11月	_____		
軽自動車税	5月	_____					
国民健康保険税	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
介護保険料	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
後期高齢者医療保険料	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

▼ 納付方法（ほかの料金や保険料の納付方法も含んでいます。）

（ア）役場から送付される各種の納付書により、次のいずれかで納付
（具体的な機関は各納付書に記載しています。）

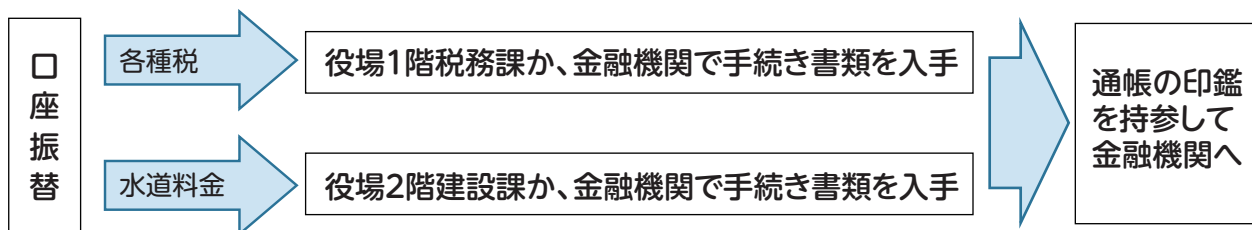
- ・コンビニ（水道料金を除く）
- ・金融機関
- ・役場1階会計課（水道料金は役場2階建設課でも可）



（イ）口座振替（介護保険料を除く）

- ・青森銀行 本、支店
- ・みちのく銀行 本、支店
- ・東奥信用金庫 本、支店
- ・津軽みらい農協 本、支店
- ・ゆうちょ銀行(全国)
- ・【水道料金のみ】東北労働金庫 本、支店

口座振替は一度手続きをすると翌年以降も継続されますが、納税義務者の変更があった場合（国民健康保険加入世帯で世帯主を変更したときや、不動産を相続し、所有者として登記されている人が変更になった場合など）、支払義務者の変更があった場合は、改めて手続きが必要です。



（ウ）村県民税を給与から特別徴収されている方、各税や保険料が年金から特別徴収されている方で、詳しい内容をお知りになりたい場合は、お問い合わせください。

（問）▶ 税務課税務収納係 TEL：0172-58-2111（内線 123）